

危険ドラッグ等の販売等防止に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、密接な連携と協力をすることにより一層の薬物乱用防止を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、危険ドラッグ（合法ハーブ等と称して販売される薬物）や覚醒剤、麻薬、大麻などの違法薬物（以下「危険ドラッグ等」という。）が乱用され社会に深刻な被害が生じている状況を踏まえ、甲と乙が密接な連携と協力をすることにより、危険ドラッグ等の乱用を防止するための具体的な方策を推進するため必要な事項を定めるものとする。

（甲の役割）

第2条 甲は、乙に対して、乙の用意する建物賃貸借契約書の禁止事項に「本物件を危険ドラッグ等の販売、製造、保管、使用する場所の提供（以下「販売等」という。）のために使用すること」を加えるよう協力を要請するものとする。

2 甲は、乙の会員（以下「会員」という。）が建物の賃貸借契約を仲介し、若しくは賃貸している建物の用途又は危険ドラッグ等に関する情報について、乙から相談があった場合は、個人情報及び事業活動情報に配慮しつつ、必要な情報を提供しなければならない。

（乙の役割）

第3条 乙は、会員が建物の賃貸借契約を仲介するにあたって、次の事項の実施について会員への周知に努めるものとする。

（1）新規契約前の確認

会員は、建物の貸主に対して、予め建物の用途について確認し、この用途が危険ドラッグ等の販売等のためである場合は契約を結ばないように要請すること。ただし、所管庁の許認可を得て販売等する場合は適用しない。以下本条において同じ。

（2）新規契約時の措置

会員は、建物の貸主に対して、乙の用意する建物賃貸借契約書を使用し、建物の契約後に危険ドラッグ等の販売等に関する店舗、居室等（以下、「販売店等」という。）と判明した場合は、契約を解除するよう要請すること。

（3）更新契約時の措置

会員は、建物の貸主に対して、建物の賃貸借契約の更新時には、建物賃貸借契約書の禁止事項に「本物件を危険ドラッグ等の販売等のために使用すること」を加え、建物の契約後に

危険ドラッグ等の販売店等と判明した場合は、契約を解除するよう要請すること。

(4) 情報の提供

会員は、建物の貸主に対して、危険ドラッグ等の販売等に関する情報を知り得た場合は、甲に対し、必要な情報を提供するよう要請すること。

2 乙は、会員自ら建物の貸主となる場合は、前項第1号から第4号までの規定を準用し、会員に周知するよう努めるものとする。この場合において、「会員は、建物の貸主に対して」とあるのは「会員は」と、「要請すること」とあるのは「努めること」と読み替えるものとする。

3 乙は、甲が実施する薬物乱用防止のための啓発事業に協力するよう努めるものとする。

(相互連携)

第4条 甲と乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的な情報交換を行い相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名の上、それぞれ1通を保管する。

平成27年9月18日

甲 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
栃木県
知 事

乙 栃木県宇都宮市西一の沢町6-27
公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
会 長